

# 山形広域環境事務組合管理者会議に関する規則

平成4年3月  
共衛規則第3号

改 正 平成19年3月山広環規則第1号 平成27年7月山広環規則第8号

## (目的)

第1条 この規則は、この組合の重要事項を能率的に執行するため、管理者会議の設置等について必要な事項を定めることを目的とする。

## (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、山形広域環境事務組合管理者会議（以下「管理者会議」という。）を設置する。

## (組織)

第3条 管理者会議は、管理者が統括し、管理者及び副管理者をもって構成する。

2 管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、山形広域環境事務組合規約（昭和43年山形県指令地2241号）第9条の規定を適用する。

（平19規則1、平成27年規則8・一部改正）

## (会議)

第4条 管理者会議は、必要な都度開催するものとする。

## (招集)

第5条 管理者会議は、管理者が招集する。

## (議事)

第6条 管理者会議は、管理者及び全ての副管理者（以下「出席者」という。）が出席しなければ、開催することができない。

2 管理者会議の議事は、出席者全員の同意をもって決する。

（平27規則8・追加）

## (表決)

第7条 管理者又は副管理者が欠けたとき、又はやむを得ない理由のため管理者会議に出席できないときは、当該管理者又は副管理者の属する市町の副市町長が出席し、表決することができる。この場合において、前条第1項の規定の適用については、当該管理者又は副管理者は出席したものとみなす。

（平27規則8・追加）

## (審議決定事項)

第8条 管理者会議は、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 組合議会に関すること。
- (2) 条例等に関すること。
- (3) 予算の編成及び決算に関すること。
- (4) その他管理者が必要と認める事項に関すること。

(平27規則8・旧6条繰下)

(庶務)

第9条 管理者会議に関する庶務は、事務局で行う。

(平27規則8・旧7条繰下)

(実施細目)

第10条 この規則の実施細目について必要な事項は、別に定める。

(平27規則8・旧8条繰下)

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月改正)

この規則は、公布の日から施行する。